

豊川市男女共同参画推進出前講座実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、各種団体が主催する集会や研修等（以下「集会等」という。）に専門家を講師として派遣し、家庭・職場・地域等日常生活におけるコミュニケーションのあり方や、仕事と家庭の両立に関する情報等を提供する講座（以下「出前講座」という。）を開催することにより、男女共同参画に配慮した社会づくりを推進することを目的とする。

(対 象)

第2条 講師の派遣を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に事務所等を設けている事業所
- (2) 市内で活動している地縁団体
- (3) とよかわボランティア・市民活動センターに登録のある市民活動団体
- (4) その他市長が認める団体

(内 容)

第3条 出前講座の内容は、講師の派遣を希望する団体（以下「申込者」という。）と市長が調整の上、作成するものとする。

(開催時間及び場所)

第4条 出前講座の開催は、平日午前10時から午後4時までの間で1日2時間以内とし、開催場所は、市内に限るものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申込み等)

第5条 申込者の代表者は、原則として当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の30日前までに豊川市男女共同参画推進出前講座申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 出前講座の開催に係る会場の確保については、申込者が行う。
- 3 1団体における参加人数は、概ね10名以上とする。

(決 定)

第6条 市長は、前条第1項による申込みがあったときは、講師派遣の受託又は不受託を決定し、豊川市男女共同参画推進出前講座（受託・不受託）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の講師の派遣を受託する場合において必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(派遣の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等であると認めるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、講師の派遣が適当でないとき。

(4) 当該年度において、既に講師の派遣を受けているとき。

2 前項の規定にかかわらず、既に講師を派遣した団体から2回目以降の申込みがあった場合は、予算の範囲内で対応するものとする。

(変更等の届け出)

第8条 第6条の規定に基づき受託する旨の通知を受けた者(以下「委託者」)は、日時その他の申込事項に変更があったとき、又は講師の派遣を取り消そうとするときは、直ちに市長に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(報告書の提出)

第9条 講座終了後14日以内に、委託者は豊川市男女共同参画推進出前講座報告書(様式第3号)を豊川市市民部人権生活安全課長まで提出することとする。

(講師料)

第10条 講師の派遣料は、無料とする。

(所 管)

第11条 出前講座に関する事務は、豊川市市民部人権生活安全課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

豊川市男女共同参画推進出前講座申込書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

所在地
(申込者)名称
代表者氏名

豊川市男女共同参画推進出前講座について、次のとおり講師の派遣を申し込みます。

希望講座名			
希望する内容 (具体的に記入ください)			
希望日時	第1希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	第2希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
場 所			
集会等の 名称・目的	名称		
	目的		
参加人数	人		
備 考			

※ 事前に打合せを行う場合がありますので、備考欄に担当者のお名前と連絡先（電話番号・Fax番号）を必ずご記入ください。

※ 添付資料として、団体概要（様式自由）を1部ご提出ください。

連絡先：豊川市市民部人権生活安全課 人権推進係（電話 89-2149 Fax89-2125）

様式第2号（第6条関係）

豊川市男女共同参画推進出前講座（受託・不受託）通知書

令和 年 月 日

(申 込 者)

名 称

代表者氏名

様

豊 川 市 長 （ 氏 名 ）

令和 年 月 日付けで申込のありました豊川市男女共同参画推進出前講座への講師派遣については、次のとおり（受託・不受託）の決定をしましたので通知します。

講 座 名	
日 時	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
場 所	
派遣する 講師	
受講にあた って	特になし・以下のとおり
備 考	※受託できない場合の理由等

連絡先：豊川市市民部人権生活安全課 人権推進係（電話 89-2149 Fax89-2125）

（この文書は、公文書改善の一つとして公印を省略しています。）

豊川市男女共同参画推進出前講座報告書

令和 年 月 日

豊川市市民部人権生活安全課長 殿

所在地
(委託者)名称
代表者氏名

令和 年 月 日に実施しました豊川市男女共同参画推進出前講座について、下記のとおり報告します。

講座名	
場 所	
日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分
人 数	人
受講者からの 主な意見・感想	
講座主催者としての感想	

* アンケート等をとられた場合、その結果を合わせてご提出ください。